

環境法令 審査のポイントと改正動向

2025年度版



エコアクション21中央事務局 参与

安達 宏之

(洛思社 代表取締役／環境経営部門 チーフディレクター)



セミナーの目的・構成

- エコアクション21審査員のみなさまを対象
- 前半は、「環境法令の審査のポイント」。
　　今回は、大気・水質規制を解説。
- 後半は、環境法令の最新動向を解説。



第1部 環境法令の審査のポイント 大気・水質規制編

第2部 環境法令改正動向



第1部

環境法令の審査のポイント

大気・水質規制編



大気汚染防止法①:全体像

規制対象の届出→基準遵守(測定も) / 事故時の措置



施設等	物質	発生形態	規制内容
ばい煙発生施設 (所定のボイラー等33種類)	SOx、ばいじん、有害物質等	物の燃焼、合成、分解等	届出 + 基準遵守(測定も)
VOC排出施設 (所定の塗装ブース等6類型)	VOC(揮発性有機化合物。トルエン、キシレン等)	溶剤の揮発等	
粉じん発生施設など	一般粉じん発生施設	一般粉じん	物の破碎等
	(特定粉じん発生施設)	特定粉じん (石綿 =アスベスト)	
	特定粉じん排出等作業 ※R.3.4~改正法施行		建築物・工作物解体・改造等の工事
水銀排出施設(所定の石炭専焼ボイラー等5種類)	水銀	物の燃焼等	

R7.2.17、改正本法施行規則により、銅・鉛・亜鉛の二次精錬施設等の排出基準見直し、石炭ガス化複合発電施設(IGCC)を水銀排出施設に追加(R7.10.1施行)

事故を起こしたばい煙発生施設 又は「特定物質を発生する施設」 ※施設限定が無い	ばい煙、特定物質(アンモニア等28物質)	事故で、ばい煙又は特定物質を多量に排出	事故時通報 ※事前届出不要
---	----------------------	---------------------	------------------



ばい煙発生施設

大気汚染防止法②: 対象施設の例(令和6年3月末の届出施設数)

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	113,203	56.5
ディーゼル機関	43,869	21.9
ガスタービン	11,181	5.6
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,128	3.6
乾燥炉	6,369	3.2
廃棄物焼却炉	4,297	2.1
金属溶解炉	3,626	1.8
ガス機関	3,136	1.6
その他	7,545	3.8
合計	200,354	100

揮発性有機化合物(VOC)排出施設

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	947	28.3
塗装施設	702	21.0
塗装の用に供する乾燥施設	420	12.6
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	325	9.7
VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	242	7.2
接着の用に供する乾燥施設	239	7.1
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク	196	5.9
工業の用に供するVOCによる洗浄施設	187	5.6
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	86	2.6
合計	3,344	100

一般粉じん発生施設

施設名	施設数
コンベア	40,648
堆積場	13,529
破碎機・摩碎機	9,861
ふるい	6,578
コークス炉	78
合計	70,694

施設ごとに規模等の要件が設定されている場合あり。該当するか否か確認



届出対象特定粉じん排出等作業

種類	件数
改造・補修作業（かき落とし、切断、破碎又はその他の方法により除去）	6,095
解体作業	4,288
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を搔き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	2,060
改造・補修作業（囲い込み又は封じ込め）	514
解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	9
合計	12,943 (12,698)

(注) ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

↑ レベル1、2の石綿除去等の作業

水銀発排出施設

施設名	施設数
廃棄物焼却炉	3,913
石炭燃焼ボイラー	151
二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	116
小型石炭混焼ボイラー	99
セメントの製造の用に供する焼成炉	58
一次施設（銅又は工業金）	36
一次施設（鉛又は亜鉛）	9
水銀回収施設	6
二次施設（工業金）	0
合計	4,388



大気汚染防止法③：ばい煙排出基準と測定義務



●ばい煙の排出の制限(13条)

違反した場合、6ヶ月以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金！(過失は3ヶ月以
下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)

- ・ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度が、排出口において「排出基準」(①～④)に適合しないばい煙を排出してはならない

※排出基準：①一般排出基準、②特別排出基準(汚染深刻地域で新設施設への厳しい基準。いおう酸化物、ばいじん)、③上乗せ排出基準(都道府県が条例で定める厳しい基準。ばいじん、有害物質)、④総量規制基準(環境基準困難な地域で、大規模工場適用の工場ごとの基準。いおう酸化物及び窒素酸化物)

●測定義務(16条)

- ・ばい煙排出者は、環境省令(本法施行規則15条)に基づき、施設ごとに定められ
たばい煙量又はばい煙濃度を常時又は定期的に測定する。

※定期的な測定頻度の例(硫黄酸化物)：硫黄酸化物排出量が毎時 10m^3 以上の施設のうち、
①総量規制基準が適用される事業場(特定工場等)は常時監視、②その他は2か月を超
えない作業期間ごとに1回以上(10m^3 未満は測定義務なし)

→詳細についての参考資料(東京都資料)

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/emission_control/soot_smoke_measurement

- ・測定結果を3年間保存する



アスベスト

大気汚染防止法④: 石綿規制の全体像

建築物・工作物の解体・改造・補修工事の規制

発注者にも
義務がある！

出典:環境省

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)

石綿含有断熱材、保温材、
耐火被覆材(レベル2)

その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



元 請 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ● レベル1～3の有無を事前調査し、発注者に書面で説明 <ul style="list-style-type: none"> ※H18.9.1以降の建築物等であると設計図書等で明らかであれば現地調査不要 ※資格者(特定建築物石綿建材調査者など)による調査義務 ● 石綿の有無にかかわらず、次の工事の場合、事前調査結果を都道府県に届出 <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の解体: 対象の床面積の合計が80m²以上 ②建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額合計100万円以上 ● 石綿飛散防止のため作業基準を遵守 ● 作業記録の保存。終了後、発注者への報告(書面を保存)
発 注 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期や工事費などの契約で作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮 ● レベル1、2を含む建築物・工作物の解体、改造、補修作業を行う場合、作業実施14日前までに都道府県に届出



大気汚染防止法⑤: 石綿「工作物への規制」1

「工作物」の解体等
の工事も対象！

■規制対象となる工作物

「工作物には、工場・事業場における製造施設や煙突だけでなく、**土地に固着している構造物**が含まれる（建築物よりも工作物の方が幅広い）ことに留意が必要である。」

「例えば**煙突、立体駐車場、エレベーター昇降路、ボイラ、タービン、化学プラント、焼却施設、遮音壁**など、断熱、保温、吸音、結露防止、耐火などの性能が求められる工作物にも石綿含有建材が使用されている可能性がある。」（厚労省等マニュアル）



※ただし、除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成され、手作業等により容易に取り外すことが可能である等、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業などは除外。

事前調査の義務がある「工作物」の範囲は広い



大気汚染防止法⑥・石綿「工作物への規制」2

工作物への規制強化！法改正により資格者の調査も義務付けなので注意！

- R8.1.1より、工作物の解体等工事の場合も、**工作物石綿事前調査者**などの資格者による事前調査を義務付けた(R5.6.23本法施行規則等改正)。ただし、**以下の17種類以外**の調査の場合は、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。
- 事前調査結果の報告義務がある「工作物」
 - ・**「石綿等が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの」として次の17種類。**これらを解体・改造・補修する作業の請負代金が**100万円以上**



■報告対象となる「工作物」

- ① 反応槽
- ② 加熱炉
- ③ ボイラ及び圧力容器
- ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
- ⑦ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
- ⑧ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
- ⑨ 変電設備
- ⑩ 配電設備
- ⑪ 送電設備(ケーブルを含む。)
- ⑫ トンネルの天井板
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 觀光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)

報告対象となる工作物の工事で特に注意！

審査の着眼点

- 対象施設の有無を確認し、届出が行われているか？（変更を含む）
- 所定の頻度で測定が行われているか？（自主管理基準は設定されているか？）
- 建築物・工作物の解体・改造等の工事があるか？（発注者の場合も規制対象となりうる）





水質汚濁防止法①: 全体像

規制対象の届出→基準遵守(測定も) / 事故時の措置

	主な対象施設等	物質	規制場面	規制内容
排水	公共用水域に排水する特定事業場 (特定施設を設置) ※中心的な規制(約100種類)	汚水	施設設置、 公共用水域 に排水	施設届出 + 排水基準遵 守(測定も)
注: 健康項目(28の有害物質) ⇒ すべての排出水に排水基準適用 生活環境項目(pH、BOD等) ⇒ 平均排水50m ³ /日以上の排出水に排水基準適用 → 特定施設があっても、有害物質を含まず、50m ³ 未満なら、排水基準遵守の義務は無い(届出義務はあり)				
地下水	特定施設のうち、有害物質使用特 定施設 ※下水道に排水でも該当	有害物質(28物 質) ※本規制H24.6~	施設設置 ※排水先や 排水の有無 は無関係	施設届出 + 構造基準遵 守(点検も)
	有害物質貯蔵指定施設 ※有害物質の貯蔵を広く規制			
事故	事故で有害物質や指定物質、油等 を流出させた施設 ※施設の限定が無い	有害物質、指 定物質(トルエン等 60物質)、油等	事故で公共 用水域へ大 量流出	事故時通報 ※事前届出 不要

◆下水道を利用していても、本法の適用を受ける場合

- ①雨水等を終末処理場を経由せずに公共用水域に出している(排水規制)
- ②有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設がある(地下水対策)
- ③有害物質・指定物質を取扱う等の施設、貯油施設・油水分離槽がある(事故時の措置。事故が
生じたときに適用)



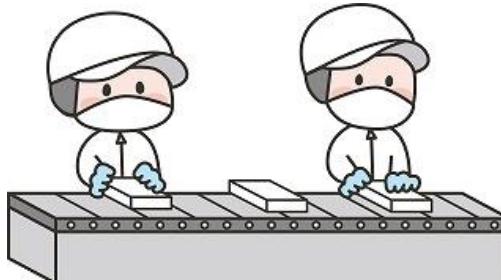
水質汚濁防止法②: 対象施設の例(令和6年3月末の届出施設数)

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設を**特定施設**と定義し、**特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）**からの排水に対して排水基準を設定している。

特定施設の例：

- ・鉱業等の用に供する施設
- ・畜産農業等の用に供する施設
- ・各種食品製造業等の用に供する施設
- ・林業等の用に供する施設
- ・パルプ製造業等の用に供する施設
- ・医薬品製造業等の用に供する施設
- ・セメント製品製造業等の用に供する施設
- ・鉄鋼業、非鉄金属製造業等の用に供する施設
- ・他、各種製造業の用に供する施設
- ・旅館業、飲食店、洗たく業、写真現像業、病院、科学技術研究施設
- ・廃棄物処理場
- ・下水道終末処理施設、共同排水処理場

など



都道府県等の条例で本法の対象施設以外への水質規制(届出、基準遵守等)がありうる



R5年度末時点
約26万事業場が
規制対象

※個別の施設の特定施設への該当性は地方自治体が判断

特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)
1	旅館業(66の3)	65,458 (26%)
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,750 (13%)
3	畜産農業(1の2)	24,217 (10%)
4	洗濯業(67)	18,534 (7%)
5	し尿処理施設(72)	9,994 (4%)
6	豆腐・煮豆製造業(17)	9,774 (4%)
7	し尿処理槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,100 (4%)
8	水産食料品製造業(3)	7,942 (3%)
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,846 (2%)
10	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(71の2)	5,155 (2%)
総計		188,770 (74%)

出典：環境省



水質汚濁防止法③: 排水規制

● 規制対象

「**公共用**水域」に排水する特定事業場(特定施設を設置)

※「**公共用**水域」: 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他

公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(**公共下水道**及び流域下水道で、終末処理場を設置しているものを除く)



● 届出義務

「構造等」なので、構造だけでなく、**設備**、**使用方法**、**処理方法**、**汚染状態・量**など広範囲なので注意！

- ・設置・構造等の変更の届出: **60日前**までに都道府県知事に届出
- ・氏名の変更等、廃止の届出: **30日以内**に都道府県知事に届出

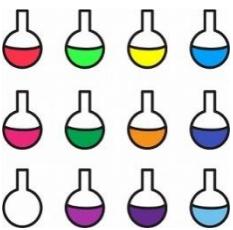
● 排水基準の遵守と測定義務

違反に、**6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**！(過失は**3ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**)

・排水基準の適用

- ①有害物質の排水基準 ⇒ すべての特定事業場に基準適用
- ②生活環境項目の排水基準 ⇒ 1日平均排水量50m³以上に適用

・原則年1回以上測定・記録、3年間保存



水質汚濁防止法④:有害物質

物質追加、規制値追加の歴史

1	カドミウム及びその化合物	
2	シアン化合物	
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	
4	鉛及びその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
8	ポリ塩化ビフェニル	
9	トリクロロエチレン	平成13年 追加
10	テトラクロロエチレン	
11	ジクロロメタン	
12	四塩化炭素	
13	一・ニージクロロエタン	平成24年 追加
14	一・一一ジクロロエチレン	
15	一・ニージクロロエチレン	
16	一・一・一・トリクロロエタン	
17	一・一・ニートリクロロエタン	
18	一・三ージクロロプロペン	
19	チウラム	
20	シマジン	
21	チオベンカルブ	
22	ベンゼン	
23	セレン及びその化合物	
24	ほう素及びその化合物	
25	ふつ素及びその化合物	
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
27	塩化ビニルモノマー	
28	一・四ージオキサン	

- H26.12施行、カドミウム及びその化合物排水基準強化($0.1\text{mg/L} \Rightarrow 0.03\text{mg/L}$ へ)
- H27.10施行、トリクロロエチレン排水基準強化($0.3\text{mg/L} \Rightarrow 0.1\text{mg/L}$)
- R6.1.25公布、4.1施行、六価クロム化合物排水基準強化($0.5\text{mg/L} \Rightarrow 0.2\text{mg/L}$)



下水道法：下水道利用の事業所への規制

下水道に排水し(下水を排除し)、特定施設を設置しようとする事業場(特定事業場)は、公共下水道管理者に届出。下水排除基準等、測定などの遵守義務

【特定施設】 水質汚濁防止法施行令別表1の特定施設

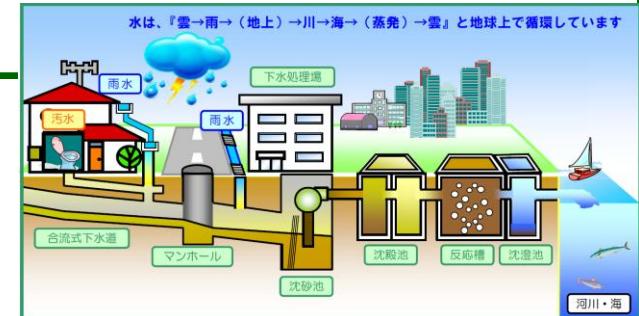
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2の特定施設

⇒測定義務：①温度、pH:1回／日以上、②BOD:1回／14日以上、③ダイオキシン類:1回／年以上、④その他:1回／7日以上

出典：大阪市

【注】測定結果の記録は5年保存

- ・次の場合、あらかじめ下水の量・水質・使用開始の時期等を届出 ※特定施設の設置者も
①日最大50m³以上の量の下水を排除
②一定基準以上の水質の下水を排除



◆下水道法に関連した条例(下水道条例)も確認

- ・下水による障害を除去する施設(除害施設)が条例にあれば設置義務
例：グリストラップ(飲食店等の調理室)、自動車工場(オイルトラップ)など
- ・水質汚濁防止法等の特定施設以外にも下水排除基準の遵守
例：50m³/日以上は、同じ基準適用。50m³未満でも有害物質は有害物質の基準はすべて適用、生活環境項目(pH等)も一部基準あり(東京都)

雨水側溝は水質汚濁防止法の適用を受けるので注意！(公共用水域)



審査の着眼点

- 対象施設の有無を確認し、届出が行われているか？（変更を含む）
- 所定の頻度で測定が行われているか？（自主管理基準は設定されているか？）
- 自治体の条例も調べ、水質汚濁防止法、下水道法以外の規制は適用されないか？
- 処理槽を設置の場合は、保守点検、清掃、11条検査の受検も確認





第2部 環境法令改正動向



改正刑法で、環境法の罰則も改正

改正刑法が施行(R4.6.17公布、R7.6.1施行)

- 「懲役」及び「禁錮」を廃止、これらに代わるものとして「拘禁刑」を創設。刑事施設に拘置し、改善更生のため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う

日本の再犯率は
R4、47.9%。
社会復帰支援＝
再犯防止へ！

- 刑の種類が変わるのは、刑法制定(1907年！)以来、初。

- 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」も成立し、各種の環境法を含む様々な法律も改正(本則509条、A4判339ページ！)。



【例】

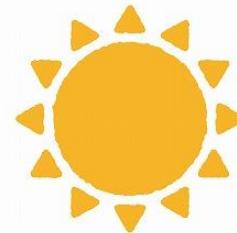
第427条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第4号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第25条第1項及び第26条から第29条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

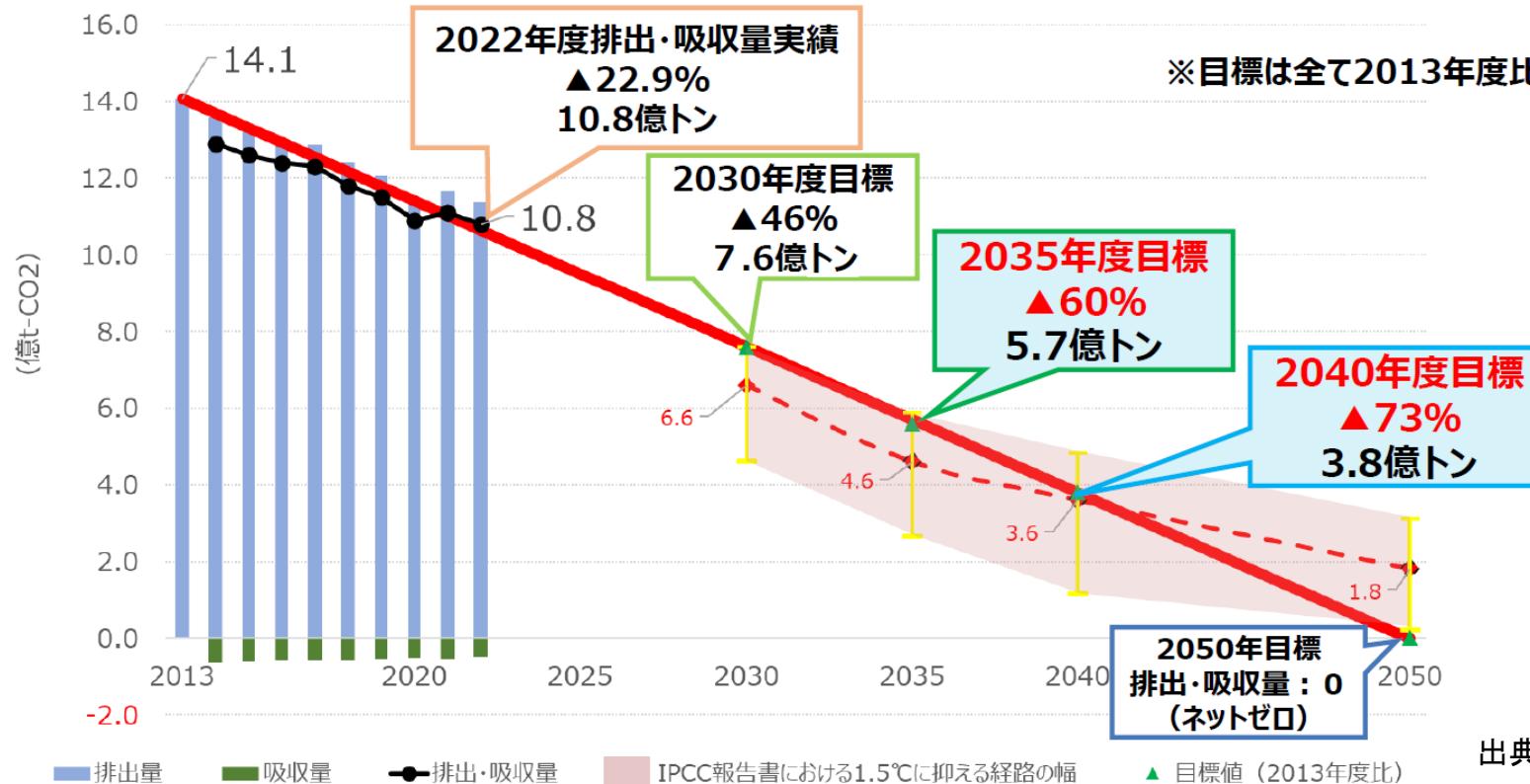


地球温暖化対策計画



R7.2.18、閣議決定。2035年、2040年目標を決定

- 我が国は、2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
- 次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。



出典：環境省



エネルギー基本計画

Copyright © Rakushisha
Co.,Ltd. All Rights
Reserved

R7.2.18、閣議決定。省エネ、非化石転換をどう図る？

■「S+3E(安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性)」のエネルギー政策の原則を維持

■2040年に向けた政策の方向性を提示。

①電力需要増加に見合った脱炭素電源を確保する

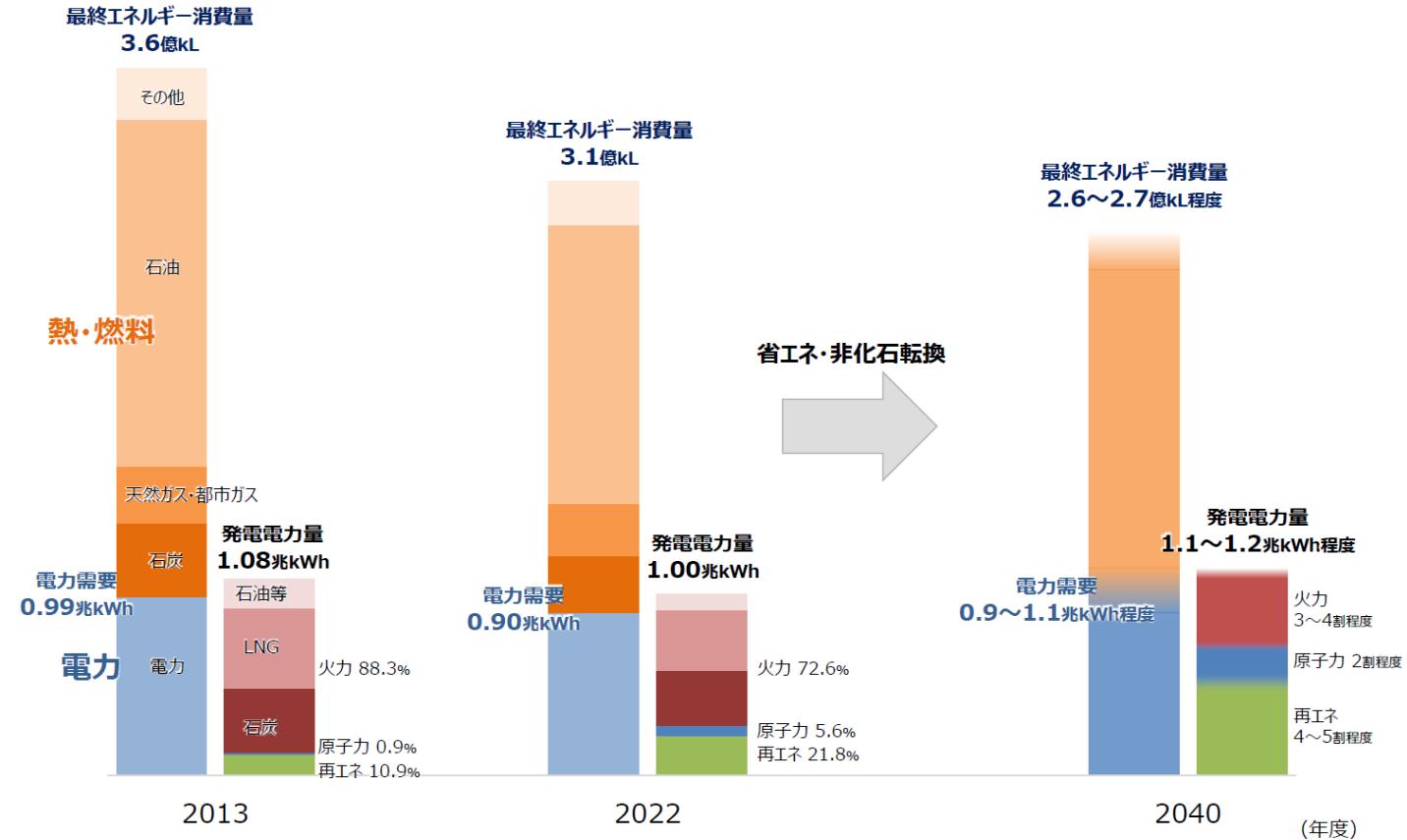
②再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入。特定の電源等に過度に依存しない

③徹底した省エネ、製造業の燃料転換等を進める。再エネや原子力などの高い電源を最大限活用

④脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制する

(参考) エネルギー需給の見通し (イメージ)

出典: 経産省



(注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。



改正GX推進法、改正資源有効利用促進法

R7.6.4公布、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)の一部を改正する法律」。R8.4施行

■改正GX推進法

●排出量取引制度の法定化

R8年度から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付ける。事業者間で取引できる市場を整備する。

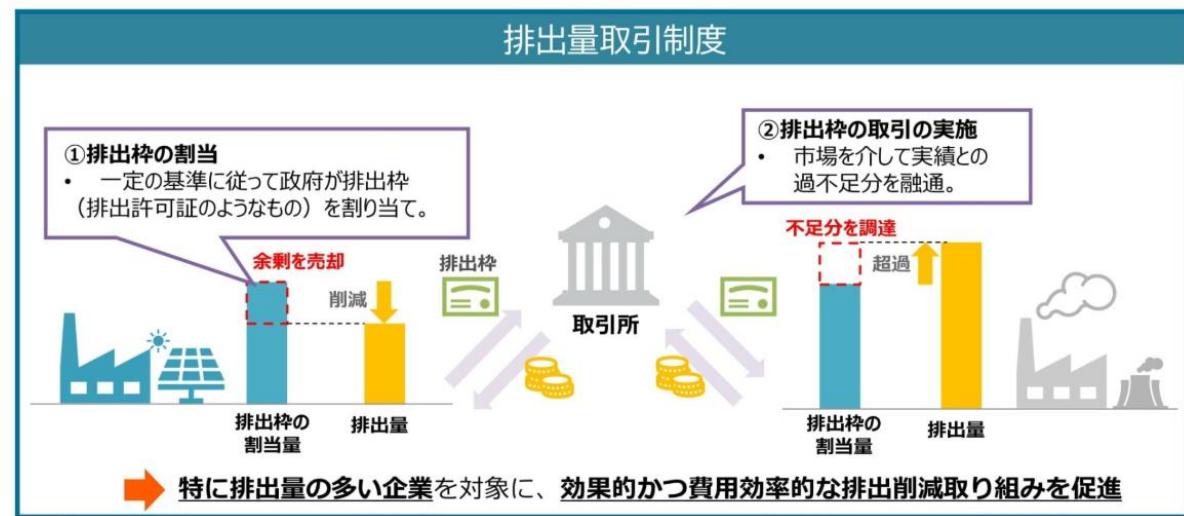
→対象事業者: **年10万トンの事業者**(約300~400社)を予定

●化石燃料賦課金の措置の具体化(R10年度)など

■改正資源有効利用促進法

●再生資源の利用義務化

再生資源の利用義務を課す製品を指定し、生産量が一定規模以上の製造事業者等に、再生資源利用計画の提出及び定期報告を義務付ける。



出典: 経産省

●環境配慮設計の促進の認定制度を創設 など

Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved



廃棄物処理法①: 委託基準の遵守

委託基準(12条5項、6項)

- 事業者は、産廃の運搬・処分を他人に委託する場合には、運搬は産業廃棄物収集運搬業者に、処分は産業廃棄物処分業者に**それぞれ委託**(2者契約:○、3者契約:×

排出事業者



収集運搬業者



処分業者

- 事業者は、産廃の運搬・処分を委託する場合、**委託基準**に従う

- ・収集運搬業者、処分業者それぞれと**書面**により契約(二者契約)
- ・委託契約書に、**法令で定める記載事項**を含める
※記載事項: 産廃の種類・数量、料金、運搬先、最終処分先など
- ・委託契約書には**許可証**の写し等を添付
- ・契約書を契約終了後、5年間保管

契約書が自動更新の場合、**許可証の有効期限**をチェック！ 最新的許可証や産廃ネット「さんぱいくん」等で**許可の有無**を確認！

- 改正廃棄物処理法施行規則 ※別に電子マニフェスト改正もあり
R7.4.22公布、R8.1.1施行

排出事業者が、**化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者**の場合は、第一種指定化学物質が含まれ、又は付着しているとき、委託契約書に記載すべき事項が追加。追加記載事項は、その旨、物質の名称及び量又は割合。





廃棄物処理法②:

電子マニフェスト改正

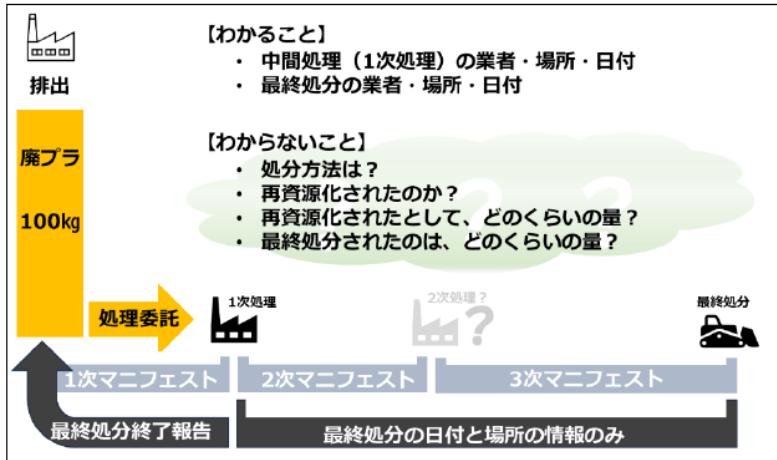
※別に委託基準改正あり

廃棄物処理法施行規則を改正(R7.4.22改正、R9.4全面施行へ)

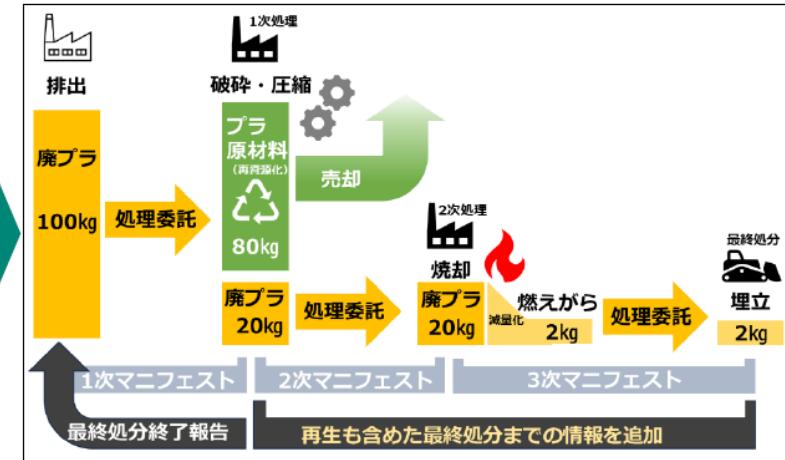
出典:環境省

- 処分受託者は、電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量※」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量※」等を報告する。（※実測できない場合は、的確な算出方法で算出した量でも可とする）
- メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次マニフェスト以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】



【改正案】



処分業者が処分終了報告の際、①処分方法ごとの処分量、②処分後の産廃又は再生された物の種類・数量を入力。
情報処理センターは、排出事業者に再生の情報を通知する。



再資源化事業等高度化法

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」

※「再資源化事業等の高度化」：4つの措置を講じることにより、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出量の削減の効果が増大すること

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表するものとする。**

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に向けた
全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける。**

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023(PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつリサイクル

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

特定産業廃棄物処分業者の要件：
 ①前年度、処分(再生を含み、埋立処分・海洋投入処分を除く。)した産廃1万t以上

②廃プラスチック1,500t以上

Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved.

出典：環境省

R6.5.29公布、
公布日から1年6
ヶ月以内施行等

廃棄物の世界にも「脱炭素」の波



水銀汚染防止法: 蛍光灯等の製造禁止へ

R6.12.27水銀汚染防止法施行令改正(R8.1.1、9.1.1、10.1.1施行)

製造禁止となる品目		規制開始
1	ボタン形亜鉛酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池	2026年1月
2	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ (CFL.ni)	2027年1月
3	一般照明用の電球形蛍光ランプ (CFL.i)	2026年1月又は2027年1月
4	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEFL)	2026年1月
5	電気式の圧力計 (溶融圧力トランスデューサ、溶融圧力トランスミッターと溶融圧力センサ) ※1	2026年1月
6	一般照明用の直管形蛍光ランプ (LFLs)	2027年1月又は2028年1月
7	2、3、6以外の一般照明用の蛍光ランプ (環形蛍光ランプ等) (NFLs)	2027年1月又は2028年1月

※1 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度度の測定に使用されるものを除く。 出典:環境省資料をもとに作成

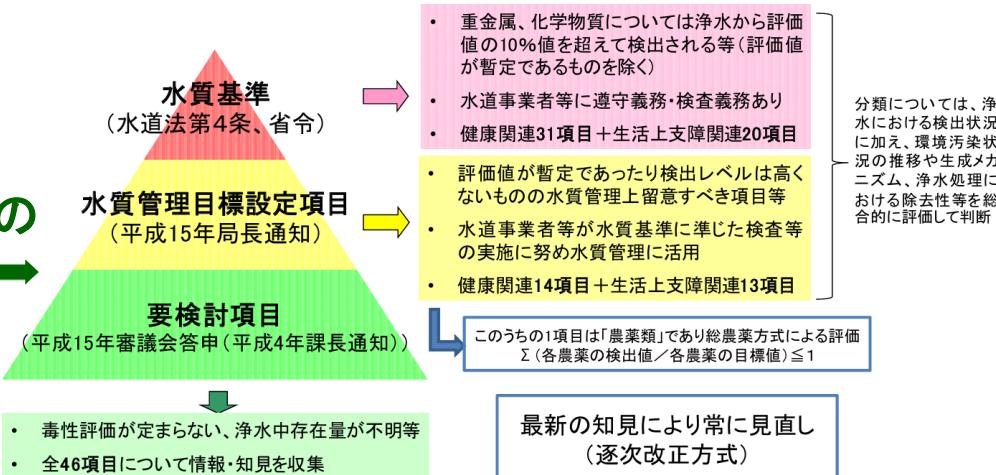
- 製造禁止には、**蛍光灯以外の品目**もあり。段階的に**2027年(R9)**までにすべて禁止。
- 禁止は製造・輸出入。**使用は禁止されず**。期限前製造の在庫製品の販売もOK。
- 2027年までに**対象製品**が手に入りにくくなり、**いずれ手に入らなくなる**。
- 速やかに**LED照明に切替える計画**を立て、実施すべき。
- 器具交換やランプ交換など様々な方法があるが、**工事を要する場合**もある。



PFAS規制

PFAS規制は、年々
厳しくなっている

■水道法の 基準体系→



Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved.

改正年月	法令	改正概要
2009年10月	改正化審法施行令	○「PFOS又はその塩」を第一種特定化学物質に指定。原則として製造・輸入が禁止された。2010年4月施行。なお、化管法でPRTR等の対象にも。
2020年4月	厚労省局長通知	○水道の水質管理目標設定項目に関する局長通知を改正し、暫定目標値として、PFOSとPFOAの合計で50ng/Lを設定。
2021年4月	改正化審法施行令	○「PFOA又はその塩」を第一種特定化学物質に指定。原則として製造・輸入を禁止。2021年10月施行。なお、化管法でPRTR等の対象にも。
2022年12月	改正水質汚濁防止施行令	○事故時の措置の指定物質に、「PFOA及びその塩」と「PFOS及びその塩」を追加。2023年2月施行。
2023年12月	改正化審法施行令	○PFHxSを第一種特定化学物質に指定。原則として製造・輸入を禁止。2024年2月等施行。対象は、「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」。
2025年6月	改正水質基準省令等	○PFOS、PFOAを水道法の水質基準に設定へ(省令50ng/l。2026年4月施行)。また、水質の環境基準関係の「要監視項目」として「指針値(暫定)」を「指針値」へ(50ng/l)



改正労働安全衛生法

R7.5.14公布「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」、R8.4.1等施行

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講すべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講すべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ポイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

**SDS交付違反に罰則！(6カ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)
SDS通知事項の速やかな変更通知も義務化**

おわりに

EMSにより持続的な法遵守ができているのか

経営に役立ち(環境リスク回避)、
「現在及び将来の世代」のための審査を目指しましょう

